

宮運輸第180号
令和4年12月22日

公益社団法人 宮城県バス協会会長 殿

東北運輸局宮城運輸支局長
(公印省略)

自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的支援）
に関する運用方針の改正について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに貴協会傘下事業者に対し周知方お願いいたします。

宮運輸第180号

令和4年12月22日

一般社団法人 宮城県タクシー協会会長 殿

東北運輸局宮城運輸支局長
(公印省略)

自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的支援）
に関する運用方針の改正について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに貴協会傘下事業者に対し周知方お願いいたします。

宮運輸第180号

令和4年12月22日

公益社団法人 宮城県トラック協会会長 殿

東北運輸局宮城運輸支局長
(公印省略)

自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的支援）
に関する運用方針の改正について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに貴協会傘下事業者に対し周知方お願いいたします。

東自旅一第504号
東自旅二第756号
東自貨第312号
東自保第84号
令和4年12月20日

宮城運輸支局長 殿

東北運輸局長
(公印省略)

自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）
に関する運用方針の改正について

標記について、自動車局長から別添のとおり運用方針を改正した旨通知があったので、了知されるとともに事業者への周知方お取り計らい願います。

なお、各県知事及び仙台市長あて通知していることを申し添えます。

国自技環第122号の2
国自旅第343号の2
国自貨第108号の2
令和4年12月7日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）
交付要綱の改正について

標記について、別添のとおり自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱を改正したので通知します。
貴局管内の地方公共団体及び関係業界団体等への周知方よろしくお願いいたします。



○補正補助金交付要綱対比表

自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（R4年度補正）	自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（R3年度補正）
<p style="text-align: right;">令和4年1月7日 国自技環第131号 国自旅第380号 国自貨第89号</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 国自技環第 号 国自旅第 号 国自貨第 号</p>	<p style="text-align: right;">令和4年1月7日 国自技環第131号 国自旅第380号 国自貨第89号</p>
<p>（総則）</p> <p>第1条 自動車環境総合改善対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱の定めるところによる。</p>	<p>（同左）</p>
<p>（目的）</p> <p>第2条 この補助金は、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和年6月18日成長戦略会議決定）において、「商用車については、8トン以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で電動車20～30%、2040年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進等の包括的な措置を講じる。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに、2040年の電動車の普及目標を設定する。」とされたところ、電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラック及び優良ハイブリッド自動車（優良ハイブリッドバス及び優良ハイブリッドトラックを総称したもの、以下同じ。）の導入に要する経費の一部を支援する事業を実施することにより、普及目標を達成することを目的とする。</p>	<p>（同左）</p>

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「プラグインハイブリッド自動車」という。）を含む。）をいう。
- 二 「燃料電池自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。
- 三 「電気バス」とは、電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- 四 「優良ハイブリッドバス」とは、ハイブリッド自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの。）であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5tより大きいものにあつては、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成25年3月1日経済産業省国土交通省告示第2号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準（以下「平成28年排出ガス基準」という。）に適合する自動車）をいう。

(同左)

- 五 「電気タクシー」とは、電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。
- 六 「電気トラック」とは、電気自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- 七 「燃料電池トラック」とは、燃料電池自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- 八 「優良ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5tより大きいものにあつては、「貨物自動車のエネルギー消費性能向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成27年7月10日経済産業省・国土交通省告示第1号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ平成28年排出ガス基準に適合する自動車）をいう。
- 九 「電気自動車用充電設備」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）であつて専ら電気バス、プラグインハイブリッドバス、電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー及び電気トラックに充電するための設備のうち、大臣が指定するものをいう。
- 十 「旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）、同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「一般貸切旅客自動車運送事業」という。）及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）をいう。
- 十一 「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業」という。）、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業（以下「第二種貨物利用運送事業」という。）その他事業をいう。
- 十二 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

十三 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。

十四 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。

十五 「一般貨物自動車運送事業者」とは、一般貨物自動車運送事業を営業者をいう。

十六 「第二種貨物利用運送事業者」とは、第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。

十七 「自動車リース事業者」とは、事業用自動車の貸渡し（電気バスの導入に付随して行われる電気自動車用充電設備の貸渡しを含む。）を業とする者をいう。

十八 「地方公共団体」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定めるもののうち、都道府県、市町村及び特別区をいう。

（補助対象事業等）

第4条 本事業の内容、本事業の実施者（以下「補助対象事業者」という。）の要件並びに本事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象となり得る経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助金の額及び交付申請の資格要件は別表に定めるとおりとする。 (同左)

（交付申請）

第5条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに第1号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長（神戸運輸監理部長を含まず沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。 (同左)

2 本事業において、補助対象事業者が大臣が別に定める日までの間に、導入される自動車の新車新規登録をし、又は導入される自動車への改造を行い自動車検査証の交付を受ける場合にあつては、前項の規定にかかわらず、第2号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出することができる。

3 地方運輸局長は、第1項から前項の規定による補助金交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(電子情報処理組織による交付申請等)

第6条 補助対象事業者は、前条第1項及び第2項の規定に基づく交付申請、第9条第1項の規定に基づく交付申請の取下げ、第10条第2項の規定に基づく交付決定事業の計画変更の申請、第11条第2項の規定に基づく事業の中止又は廃止の承認申請、第12条第1項の規定に基づく事故報告、第13条第1項の規定に基づく実績報告、第15条の規定に基づく補助金の請求、第16条第3項の規定に基づく財産処分承認申請又は別表備考※2に基づく消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告(以下「交付申請等」という。)について、電子情報処理組織を使用する方法(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

(同左)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第2項に基づく交付の決定及び通知、同条第4項の規定に基づく交付決定及び額の確定通知、第10条第1項の規定に基づく交付決定事業の計画変更の承認、第11条第1項の規定に基づく交付決定事業の中止又は廃止の承認、第14条第2項の規定に基づく補助金の額の確定通知、第16条第3項の規定に基づく財産処分の承認、第17条第3項の規定に基づく交付決定の取消し又は第18条の規定に基づく返還・納付命令について、当該交付申請等を行った補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(同左)

(交付の決定及び通知等)

第8条 大臣は、第5条第3項の規定により地方運輸局長から進達された第1号様式による補助金交付申請書を審査した結果、その内容が別表に定める要件を満たしており、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助対象経費に補助率を乗じた額を上限として、予算の範囲内で交付決定を行い、第3号様式による補助金交付決定書にて交付決定の内容及び留意事項を地方運輸局長に通知するものとする。

(同左)

2 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第4号様式による交付決定通知書により補助金の交付を申請した者に交付決定の内容及び留意事項を通知するものとする。

3 大臣は、第5条第3項の規定により地方運輸局長から進達された第2号様式による補助金交付申請書を審査した結果、その内容が別表に定める要件を満たしており、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助対象経費に補助率を乗じた額を上限として、予算の範囲内で交付決定及び額の確定を併せて行い、第5号様式による補助金の交付決定及び額の確定書により交付決定及び額の確定の内容及び留意事項について地方運輸局長に通知するものとする。

4 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第6号様式による交付決定及び額の確定通知書により補助金の交付を申請した者に交付決定の内容及び額の確定並びに留意事項について通知するものとする。

- 5 前項の規定により交付決定及び額の確定の内容並びに留意事項について通知を受けた補助対象事業者に関しては、第10条から第14条までの規定は適用しないものとする。
- 6 大臣は、第1項及び第3項により交付決定を行う場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。さらに大臣は、交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

- 第9条 前条第2項又は第4項による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、第7号様式による補助金交付申請取下届出書を、地方運輸局長に提出しなければならない。
- 2 地方運輸局長は、前項の規定による届出書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(同左)

(交付決定事業の計画変更の申請)

- 第10条 補助事業者は、第8条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第8号様式による事業計画変更承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。
- 3 地方運輸局長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(同左)

(事業の中止又は廃止の承認申請)

- 第11条 補助事業者は、事情の変更により交付決定事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第9号様式による事業の中止（廃止）承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。
- 3 地方運輸局長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(同左)

(事故報告)

- 第12条 補助事業者は、交付決定事業が予定の期間内に完了しないとき又は交付決定事業の遂行が困難となったときは、速やかに第10号様式による事業事故報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 2 地方運輸局長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(同左)

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、交付決定事業が完了した日若しくは交付決定事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は翌年度の4月1日のいずれか早い日（大臣が別に定める場合はその定める日）までに第11号様式による実績報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 2 前項において、同一の補助事業者が複数の自動車を導入する等、複数の交付決定事業が同一の交付決定事業と認められる場合における同項の適用については、同項中「交付決定事業が完了した日」とあるのは、「同一の交付決定事業に属する最後の事業完了日」とする。
- 3 地方運輸局長は、第1項の規定（前項の規定を適用する場合を含む。）による実績報告書の提出を受けたときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。
- (同左)

(補助金の額の確定通知)

- 第14条 大臣は、前条第3項の規定により地方運輸局長から進達された実績報告書を審査した結果、交付決定事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を精査の上確定し、第12号様式による補助金の額の確定書により地方運輸局長に通知するものとする。
- 2 地方運輸局長は、大臣から前項の通知を受けたときは、第13号様式による補助金の額の確定通知書により補助事業者に補助金の額の確定について通知するものとする。
- (同左)

(補助金の請求)

- 第15条 補助事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、第14号様式による補助金支払請求書を提出しなければならない。
- (同左)

(財産の処分の制限)

- 第16条 補助事業者は、交付決定事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、大臣が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、財務大臣と協議の上定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して処分（使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。以下同じ。）してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第15号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項
- (同左)

の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させることができる。さらに、当該処分により利益（当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生じる残額）が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（交付決定の取消し）

第17条 大臣は、次の各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 法令又は本要綱の規定又はこれらに基づく処分若しくは指示に違反した場合。
- 二 交付申請（第10条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容と異なる使用等をした場合。
- 三 不正、怠慢その他の不適當な行為をした場合。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請（第10条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 大臣は、第1項に基づき交付決定を取消したときには、補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

（返還・納付命令）

第18条 大臣は、第16条第4項の規定により補助金返還額、国庫納付額が確認された場合、前条第3項の規定により申請者に通知した場合又は別表備考※2による報告において補助金返還相当額が確認された場合は、その額について補助金の返還・納付を命ずるものとする。

（帳簿の保存義務）

第19条 補助事業者は、交付決定事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、事業の完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から適用する。

（同左）

（同左）

（同左）

（同左）

別表						別表					
事業						事業					
事業の内容 ※1	電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラック、優良ハイブリッド自動車の導入					事業の内容 ※1	電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラック、優良ハイブリッド自動車の導入				
	電気バスの導入	電気タクシー、 電気トラックの 導入	燃料電池トラッ クの導入	優良ハイブリッ ド自動車の導入	電気自動車用充電設備等 の導入		電気バスの導入	電気タクシー、 電気トラックの 導入	燃料電池トラッ クの導入	優良ハイブリッ ド自動車の導入	電気自動車用充電設備等 の導入
補助対 象事業 者要件	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣の認定を受けたもの					補助対 象事業 者要件	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣の認定を受けたもの				
補助対 象経費	車両本体価格 (電気バスへの 改造に要する経 費を含む。) ※あらかじめ所 有する使用過程 車を電気バスに 改造し導入する 場合、当該車両 の車両本体価格 は補助対象外と する。	車両本体価格 (太陽光発電等 駆動用蓄電池に 動力源となる電 気を供給する設 備が組み込まれ ている場合は、 その費用も含 む。) ※あらかじめ所 有する使用過程 車を電気自動車 に改造し導入す る場合、当該車 両の車両本体価 格は補助対象外 とする。	車両本体価格 (燃料電池ト ラックへの改造 に要する経費を 含む。)* ※あらかじめ所 有する使用過程 車を燃料電池ト ラックに改造し 導入する場合、 当該車両の車両 本体価格は補助 対象外とする。	導入自動車の車 両本体価格	1. 電気自動車用充電設 備の導入費用 (1) 急速充電設備及び普 通充電設備の導入費用 (本体及び機器を構成す るため必要な付属品、蓄 電池、工事費を含む。) (2) 非接触式充電設備の 導入費用 2. 電気自動車用外部給 電設備の導入費用(本体 及び機器を構成するため 必要となる付属品を含 む。)	補助対 象経費	車両本体価格 (電気バスへの 改造に要する経 費を含む。) ※あらかじめ所 有する使用過程 車を電気バスに 改造し導入する 場合、当該車両 の車両本体価格 は補助対象外と する。	車両本体価格 (太陽光発電等 駆動用蓄電池に 動力源となる電 気を供給する設 備が組み込まれ ている場合は、 その費用も含 む。) ※あらかじめ所 有する使用過程 車を電気自動車 に改造し導入す る場合、当該車 両の車両本体価 格は補助対象外 とする。	導入自動車の車両本体価格	1. 電気自動車用充電設 備の導入費用 (1) 急速充電設備及び普 通充電設備の導入費用 (本体及び機器を構成す るため必要な付属品、蓄 電池、工事費を含む。) (2) 非接触式充電設備の 導入費用 2. 電気自動車用外部給 電設備の導入費用(本体 及び機器を構成するため 必要となる付属品を含 む。)	
補助金 の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を上限とする。*2					補助金 の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を上限とする。*2				
補助率	1/3	1/4	2/3	1/3	1/2 (ただし、充電装 置のみの申請の場合、1 /4)	補助率	1/3	1/4	2/3	1/3	1/2 (ただし、充電装 置のみの申請の場合、1 /4)
補助金 の額の 確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額(交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額)					補助金 の額の 確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額(交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額)				
補助金 交付申	第5条第1項に 定める交付申請	第5条第1項又は第3項に定め る交付申請書の提出は、下記の	第5条第1項又 は第3項に定め	第5条第1項又 は第3項に定め	第5条第1項又は第3項 に定める交付申請書の提	補助金 交付申 請要件	第5条第1項に 定める交付申請 書の提出は、下	第5条第1項又は第3項に定める 交付申請書の提出は、下記の補助 金交付申請要件詳細第1号の要件	第5条第1項又 は第3項に定め る交付申請書の	第5条第1項又は第3項 に定める交付申請書の提出は、下 記の補助金交付	

請要件	書の提出は、下記の補助金交付申請要件詳細第1号の要件を満たしたものとす	補助金交付申請要件詳細第1号の要件を満たしたものとす	る交付申請書の提出は、下記の補助金交付申請要件詳細第1号及び第2号又は第1号及び第3号の要件を満たしたものとす	出は、下記の補助金交付申請要件詳細第1号の要件を満たしたものとす	記の補助金交付申請要件詳細第1号の要件を満たしたものとす	を満たしたものとす	提出は、下記の補助金交付申請要件詳細第1号及び第2号又は第1号及び第3号の要件を満たしたものとす	申請要件詳細第1号の要件を満たしたものとす	
補助金交付申請要件詳細	<p>一 大臣が定める期間に地方運輸局長に対し補助金の交付予定枠の申請を行い、内定を受けた</p> <p>二 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者が優良ハイブリッドトラックを単年度3台（自動車リース事業者から借り受ける台数を含む。）以上導入するもの。ただし、経年車の廃車を伴う新車導入の場合又はグリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得している場合はこの限りではない。</p> <p>三 自動車リース事業者その他これに準ずるものとして大臣が認定した者にあつては、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者に貸し渡す場合に、優良ハイブリッドトラックを単年度3台以上導入するもの。ただし、経年車の廃車を伴う新車導入の場合はこの限りではない。</p>				補助金交付申請要件詳細	<p>一 大臣が定める期間に地方運輸局長に対し補助金の交付予定枠の申請を行い、内定を受けた</p> <p>二 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者が優良ハイブリッドトラックを単年度3台（自動車リース事業者から借り受ける台数を含む。）以上導入するもの。ただし、経年車の廃車を伴う新車導入の場合又はグリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得している場合はこの限りではない。</p> <p>三 自動車リース事業者その他これに準ずるものとして大臣が認定した者にあつては、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者に貸し渡す場合に、優良ハイブリッドトラックを単年度3台以上導入するもの。ただし、経年車の廃車を伴う新車導入の場合はこの限りではない。</p>			

備考

※1 補助対象事業は次の各号の基準を満たすものでなければならない。

- 1 令和4年12月2日から原則**令和5年2月28日**（大臣が別に定める場合はその定める日までの間）に、電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラック、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラックの新車新規登録をしたもの及びこれらへの改造を行い自動車検査証の交付を受けたもの及び電気自動車用充電設備等が導入されたものを補助の対象とする。
- 2 経年車の廃車を伴う新車導入の「経年車」とは、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び貨物自動車運送事業の用に供した自動車とし、新規登録年月日を起算日として計算した年数（以下「車齢」という。）が補助を行った年度に11年以上経過している自動車をいう。なお、輸入車を廃車する場合の車齢の起算日は、我が国における初度登録日とする。
- 3 経年車の廃車を伴う新車導入の「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。
- 4 経年車の廃車を伴う新車導入の廃車する自動車は、前項の引取業者に引き渡した日（引取日）以前過去1年間以上所有していること。
- 5 経年車の廃車を伴う新車導入について、廃車する自動車と新車導入する自動車との所有者名が自動車検査証上で一致していること。

※2 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費としないものとする。

なお、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について、一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合には、その旨を記した理由書を補助金交付申請書に添付することにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除の対象とならない消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費とすることができる。この場合は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額の有無が確定した時点で、速やかに第16号様式に当該補助事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して報告するものとする。

※3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

備考

※1 補助対象事業は次の各号の基準を満たすものでなければならない。

- 1 **令和3年12月20日**から原則**令和4年2月28日**（大臣が別に定める場合はその定める日までの間）に、電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラック、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラックの新車新規登録をしたもの及びこれらへの改造を行い自動車検査証の交付を受けたもの及び電気自動車用充電設備等が導入されたものを補助の対象とする。

（同左）

（同左）

（同左）

（同左）

（同左）

（同左）

改正案

第1号様式①（第5条第1項関係）

（導入前申請）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書

下記により令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請します。

記

1. 導入自動車等 別紙のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)
4. 経営する事業（営む業態に○をする）(注)1

<input type="checkbox"/>	一般乗合旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	一般貸切旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業
<input type="checkbox"/>	一般乗用旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	自家用有償旅客運送
<input type="checkbox"/>	自動車リース事業	<input type="checkbox"/>	その他（ ）

5. 添付書類
ア. 補助対象経費に係る見積書の写し
イ. 振込先調書
ウ. 令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付予定枠の内定通知書の写し
エ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(電話番号)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住所			

(注)1. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を（ ）内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

現 行

第1号様式①（第5条第1項関係）

（導入前申請）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書

下記により令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請します。

記

1. 導入自動車等 別紙のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)
4. 経営する事業（営む業態に○をする）(注)1

<input type="checkbox"/>	一般乗合旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	一般貸切旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業
<input type="checkbox"/>	一般乗用旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	自家用有償旅客運送
<input type="checkbox"/>	自動車リース事業	<input type="checkbox"/>	その他（ ）

5. 添付書類
ア. 補助対象経費に係る見積書の写し
イ. 振込先調書
ウ. 令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付予定枠の内定通知書の写し
エ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(電話番号)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住所			

(注)1. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を（ ）内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第1号様式①（第5条第1項関係）

別紙（導入前電気バス用）

導入電気自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)
(補助対象経費) × 1 / 3	(円 円/台)
台 数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入電気自動車の種別は、電気バス（新規）、電気バス（改造）の別を記入する。
4. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第1号様式①（第5条第1項関係）

別紙（導入前電気バス用）

導入電気自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備を設置した日のいずれか遅い日から30日を経過した日を記入	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)
(補助対象経費) × 1 / 3	(円 円/台)
台 数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入電気自動車の種別は、電気バス（新規）、電気バス（改造）の別を記入する。
4. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

導入電気自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備を設置した日のいずれか遅い日から30日を経過した日を記入	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)
(補助対象経費) × 1/4	(円 円/台)
台 数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入電気自動車の種別は、電気タクシー（新規）、電気トラック（新規）、電気タクシー（改造）または電気トラック（改造）の別を記入する。
4. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

導入電気自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備を設置した日のいずれか遅い日から30日を経過した日を記入	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)
(補助対象経費) × 1/4	(円 円/台)
台 数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入電気自動車の種別は、電気タクシー（新規）、電気トラック（新規）、電気タクシー（改造）または電気トラック（改造）の別を記入する。
4. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

導入燃料電池自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者） の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入燃料電池自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合 は新車新規検査届出日）、燃料電池自動車への改造を行っ た使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)
(補助対象経費) × 2 / 3	(円 円/台)
台 数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入自動車の種別は、燃料電池トラック（新規）、燃料電池トラック（改造）の別を記入する。
4. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

導入燃料電池自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者） の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入燃料電池自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合 は新車新規検査届出日）、燃料電池自動車への改造を行っ た使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)
(補助対象経費) × 2 / 3	(円 円/台)
台 数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入自動車の種別は、燃料電池トラック（新規）、燃料電池トラック（改造）の別を記入する。
4. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第1号様式③ (第5条第1項関係)

別紙(導入前優良ハイブリッド自動車用)

導入優良ハイブリッド自動車 (トラック・バス)

補助対象設備を導入する者 (補助金を受ける者) の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 住所:
使用の本拠の位置	
使用者 (借受人) の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所:
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別: 車名: 型式:
事業着手 (予定) 日	年 月 日 (但し、交付決定の通知を受けた日以降とする。)
事業完了 (予定) 日 ※新車新規登録日 (軽自動車の場合は新車新規検査届出日) 又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日を記入	年 月 日
廃車する自動車 ※新車のみ導入は記入不要	初度登録年月日: 年 月 日 登録番号:
補助対象経費	(円 円/台)
通常車両価格との差額×1/3	(円 円/台)
台数	台
補助金交付申請額 (千円未満切り捨て)	円

- (注) 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラックの別を記入する。
4. 優良ハイブリッドトラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。
5. 次の資料を添付すること。(提出の場合は○を付けること。)

優良ハイブリッドトラックについて、年度内の導入台数が3台以下の場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し (既に提出済みの場合は省略可)

6. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第1号様式③ (第5条第1項関係)

別紙(導入前優良ハイブリッド自動車用)

導入優良ハイブリッド自動車 (トラック・バス)

補助対象設備を導入する者 (補助金を受ける者) の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 住所:
使用の本拠の位置	
使用者 (借受人) の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所:
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別: 車名: 型式:
事業着手 (予定) 日	年 月 日 (但し、交付決定の通知を受けた日以降とする。)
事業完了 (予定) 日 ※新車新規登録日 (軽自動車の場合は新車新規検査届出日) 又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日
廃車する自動車 ※新車のみ導入は記入不要	初度登録年月日: 年 月 日 登録番号:
補助対象経費	(円 円/台)
通常車両価格との差額×1/3	(円 円/台)
台数	台
補助金交付申請額 (千円未満切り捨て)	円

- (注) 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラックの別を記入する。
4. 優良ハイブリッドトラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。
5. 次の資料を添付すること。(提出の場合は○を付けること。)

優良ハイブリッドトラックについて、年度内の導入台数が3台以下の場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し (既に提出済みの場合は省略可)

6. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第1号様式①（第5条第1項関係）

別紙（導入前電気自動車用充電設備等用）

導入電気自動車用充電設備等

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
設置等場所	
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入設備等 <input type="checkbox"/> 電気自動車用充電設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車用外部給電器 ※該当するものをチェックすること。	名称又は型式：
事業完了（予定）日 ※電気自動車用充電設備等の設置が完了した日を記入	年 月 日
導入数	基（個）
補助対象経費（本体等価格）①	円 （ 円／基（個） ）
補助対象経費（工事費）②	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額①’ （補助対象経費×1／2） ※ただし、車両とセットでない、充電装置のみの申請の場合、補助率は1／4とする）	円 （ 円／基（個） ）
補助金交付申請額②’ （上限額を超える場合は上限額）	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額合計（①’ +②’） （千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 工事費（電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る）については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を補助金交付申請額として記載する。
3. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
4. 自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 本体等価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第1号様式①（第5条第1項関係）

別紙（導入前電気自動車用充電設備等用）

導入電気自動車用充電設備等

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
設置等場所	
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入設備等 <input type="checkbox"/> 電気自動車用充電設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車用外部給電器 ※該当するものをチェックすること。	名称又は型式：
事業完了（予定）日 ※導入自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車又は燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備等の設置が完了した日のいずれか遅い日から30日を経過した日を記入	年 月 日
導入数	基（個）
補助対象経費（本体等価格）①	円 （ 円／基（個） ）
補助対象経費（工事費）②	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額①’ （補助対象経費×1／2） ※ただし、車両とセットでない、充電装置のみの申請の場合、補助率は1／4とする）	円 （ 円／基（個） ）
補助金交付申請額②’ （上限額を超える場合は上限額）	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額合計（①’ +②’） （千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 工事費（電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る）については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を補助金交付申請額として記載する。
3. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
4. 自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 本体等価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第2号様式①（第5条第2項関係）

（導入後申請）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書

下記により令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請するとともに、同法第14条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 導入自動車等 別紙のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)
4. 経営する事業（営む業態に○をする）(注)1

<input type="checkbox"/>	一般乗合旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	一般貸切旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業
<input type="checkbox"/>	一般乗用旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	自家用有償旅客運送
<input type="checkbox"/>	自動車リース事業	<input type="checkbox"/>	その他（ ）

5. 添付書類

- ア. 補助対象経費に係る請求書の写し
- イ. 補助対象経費の支払いを証する書類（添付できない場合には後日提出すること。）
- ウ. 振込先調書
- エ. 令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書の写し
- オ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(電話番号)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住所			

- (注)1. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を（ ）内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第2号様式①（第5条第2項関係）

（導入後申請）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書

下記により令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請するとともに、同法第14条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 導入自動車等 別紙のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)
4. 経営する事業（営む業態に○をする）(注)1

<input type="checkbox"/>	一般乗合旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	一般貸切旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業
<input type="checkbox"/>	一般乗用旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	自家用有償旅客運送
<input type="checkbox"/>	自動車リース事業	<input type="checkbox"/>	その他（ ）

5. 添付書類

- ア. 補助対象経費に係る請求書の写し
- イ. 補助対象経費の支払いを証する書類（添付できない場合には後日提出すること。）
- ウ. 振込先調書
- エ. 令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書の写し
- オ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(電話番号)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住所			

- (注)1. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を（ ）内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

導入電気自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)
(補助対象経費) × 1 / 3	(円 円/台)
台 数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入電気自動車の種別は、電気バス（新規）、電気バス（改造）の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第2号様式①（第5条第2項関係）

別紙（導入後電気タクシー・電気トラック用）

導入電気自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)
(補助対象経費) × 1 / 4	(円 円/台)
台数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入電気自動車の種別は、電気タクシー（新規）、電気トラック（新規）、電気タクシー（改造）または電気トラック（改造）の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第2号様式①（第5条第2項関係）

別紙（導入後電気タクシー・電気トラック用）

導入電気自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備を設置した日を記入	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)
(補助対象経費) × 1 / 4	(円 円/台)
台数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入電気自動車の種別は、電気タクシー（新規）、電気トラック（新規）、電気タクシー（改造）または電気トラック（改造）の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

導入燃料電池自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入燃料電池自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)
(補助対象経費) × 2 / 3	(円 円/台)
台数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

(注) 1. 補助対象となる燃料電池自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の燃料電池自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。

2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入自動車の種別は、燃料電池トラック（新規）、燃料電池トラック（改造）の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

導入燃料電池自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入燃料電池自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)
(補助対象経費) × 2 / 3	(円 円/台)
台数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

(注) 1. 補助対象となる燃料電池自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の燃料電池自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。

2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入自動車の種別は、燃料電池トラック（新規）、燃料電池トラック（改造）の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第2号様式②（第5条第2項関係）

別紙（導入後優良ハイブリッド自動車用）

導入優良ハイブリッド（トラック・バス）

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあっては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日
廃車する自動車 ※新車だけの導入は記入不要	初度登録年月日： 年 月 日 登録番号：
補助対象経費	(円 円/台)
通常車両価格との差額×1/3	(円 円/台)
台数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラックの別を記入する。
4. 優良ハイブリッドトラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。
5. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）	
廃車を伴う新車導入の場合は、経年車でかつ1年以上所有したことを証する書類及び廃車したことを証する書類（廃車する自動車の詳細登録事項等証明書及び自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの）	
優良ハイブリッドトラックについて、年度内の導入台数が3台以下の場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可）	

6. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第2号様式②（第5条第2項関係）

別紙（導入後優良ハイブリッド自動車用）

導入優良ハイブリッド（トラック・バス）

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあっては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日
廃車する自動車 ※新車だけの導入は記入不要	初度登録年月日： 年 月 日 登録番号：
補助対象経費	(円 円/台)
通常車両価格との差額×1/3	(円 円/台)
台数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラックの別を記入する。
4. 優良ハイブリッドトラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。
5. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）	
廃車を伴う新車導入の場合は、経年車でかつ1年以上所有したことを証する書類及び廃車したことを証する書類（廃車する自動車の詳細登録事項等証明書及び自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの）	
優良ハイブリッドトラックについて、年度内の導入台数が3台以下の場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可）	

6. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第2号様式①（第5条第2項関係）

別紙（導入後電気自動車用充電設備用）

導入電気自動車用充電設備等

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
設置等場所	
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入設備等 □電気自動車用充電設備 □電気自動車用外部給電器 ※該当するものをチェックすること。	名称又は型式：
事業完了（予定）日 ※電気自動車用充電設備等の設置が完了した日を記入	年 月 日
導入数	基（個）
補助対象経費（本体等価格）①	円 （ 円／基（個） ）
補助対象経費（工事費）②	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額①’ （補助対象経費×1／2） ※ただし、車両とセットでない、充電装置のみの申請の場合、補助率は1／4とする	円 （ 円／基（個） ）
補助金交付申請額②’ （上限額を超える場合は上限額）	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額合計（①’＋②’） （千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合には、それらを1枚にまとめることができる。
2. 工事費（電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る）については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を補助金交付申請額として記載する。
3. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては使用許諾通知の写し等の自動車運送事業者が使用することを確認するに足る書類	

4. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 本体等価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第2号様式①（第5条第2項関係）

別紙（導入後電気自動車用充電設備用）

導入電気自動車用充電設備等

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
設置等場所	
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入設備等 □電気自動車用充電設備 □電気自動車用外部給電器 ※該当するものをチェックすること。	名称又は型式：
事業完了（予定）日 ※導入自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車又は燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備等の設置が完了した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日
導入数	基（個）
補助対象経費（本体等価格）①	円 （ 円／基（個） ）
補助対象経費（工事費）②	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額①’ （補助対象経費×1／2） ※ただし、車両とセットでない、充電装置のみの申請の場合、補助率は1／4とする	円 （ 円／基（個） ）
補助金交付申請額②’ （上限額を超える場合は上限額）	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額合計（①’＋②’） （千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合には、それらを1枚にまとめることができる。
2. 工事費（電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る）については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を補助金交付申請額として記載する。
3. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては使用許諾通知の写し等の自動車運送事業者が使用することを確認するに足る書類	

4. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 本体等価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第3号様式（第8条第1項関係）

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付決定について

年 月 日付け 第 号で進達のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、補助事業者あて適正化法第8条の規定に基づき、通知されたい。

記

1. 補助事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。
2. 補助事業者ごとの事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該補助事業者から申請のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金交付申請書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
3. 補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（令和 年 月 日付け国自技環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

第3号様式（第8条第1項関係）

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付決定について

年 月 日付け 第 号で進達のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、補助事業者あて適正化法第8条の規定に基づき、通知されたい。

記

1. 補助事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。
2. 補助事業者ごとの事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該補助事業者から申請のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金交付申請書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
3. 補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（令和 年 月 日付け国自技環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

第4号様式（第8条第2項関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

地方運輸局長

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、適正化法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

又は

1. 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容の変更により補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助金の額	金	円
-------	---	---

2. 事業の内容〔及び補助対象経費の配分〕は、年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書記載のとおりとする。

又は

2. 事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。

3. 補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（令和 年 月 日付け国自技環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

第4号様式（第8条第2項関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

地方運輸局長

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、適正化法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

又は

1. 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容の変更により補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助金の額	金	円
-------	---	---

2. 事業の内容〔及び補助対象経費の配分〕は、年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書記載のとおりとする。

又は

2. 事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。

3. 補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（令和 年 月 日付け国自技環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

第5号様式（第8条第3項関係）

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付決定及び額の確定について

年 月 日付け 第 号で進達のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、適正化法第8条及び第15条に基づき、通知されたい。

記

- 補助事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。
- 補助事業者ごとの事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該各補助事業者から申請のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定及び額の確定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
- 補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（令和 年 月 日付け国自技環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

第5号様式（第8条第3項関係）

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付決定及び額の確定について

年 月 日付け 第 号で進達のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、適正化法第8条及び第15条に基づき、通知されたい。

記

- 補助事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。
- 補助事業者ごとの事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該各補助事業者から申請のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定及び額の確定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
- 補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（令和 年 月 日付け国自技環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

第6号様式（第8条第4項関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

地方運輸局長

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付決定及び額の確定について

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定に基づき、年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、適正化法第8条及び第15条に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

（ 又は
1. 補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 金 円 ）

2. 事業の内容〔及び補助対象経費の配分〕は、年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。

（ 又は
2. 事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。 ）

3. 補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（令和 年 月 日付け国自技環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

第6号様式（第8条第4項関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

地方運輸局長

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の交付決定及び額の確定について

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び第15条の規定に基づき、年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、適正化法第8条及び第15条に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

（ 又は
1. 補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 金 円 ）

2. 事業の内容〔及び補助対象経費の配分〕は、年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。

（ 又は
2. 事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。 ）

3. 補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱（令和 年 月 日付け国自技環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

第7号様式（第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援) 交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)
については、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の適正化に関する法律
(昭和30年法律第179号)第9条の規定に基づき、同補助金の交付申請(年 月
日付け 第 号)を取り下げます。

記

1. 補助金の額
2. 申請年月日
3. 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
4. 取り下げる理由

連絡先	(電話番号)	(電話)	(FAX)
-----	--------	------	-------

第7号様式（第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援) 交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)
については、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の適正化に関する法律
(昭和30年法律第179号)第9条の規定に基づき、同補助金の交付申請(年 月
日付け 第 号)を取り下げます。

記

1. 補助金の額
2. 申請年月日
3. 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
4. 取り下げる理由

連絡先	(電話番号)	(電話)	(FAX)
-----	--------	------	-------

第8号様式（第10条第2項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）
に係る事業について、下記の理由によりその内容又は経費の配分を変更したいので、補助金等
に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申
請します。

記

1. 変更事項及びその内容

2. 変更する理由

3. その他必要な書類

- ア. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
イ. 変更内容を確認するに足りる書面（変更後の見積書の写し等）

連絡先	(電話番号)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住 所			

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第8号様式（第10条第2項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）
に係る事業について、下記の理由によりその内容又は経費の配分を変更したいので、補助金等
に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申
請します。

記

1. 変更事項及びその内容

2. 変更する理由

3. その他必要な書類

- ア. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
イ. 変更内容を確認するに足りる書面（変更後の見積書の写し等）

連絡先	(電話番号)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住 所			

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第9号様式（第11条第2項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）
に係る事業について、下記の理由により同事業を中止（廃止）したいので、補助金等に係る予
算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請しま
す。

記

1. 事業を中止（廃止）する理由
2. 事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他必要な書類

連絡先	(電話番号)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住 所			

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第9号様式（第11条第2項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）
に係る事業について、下記の理由により同事業を中止（廃止）したいので、補助金等に係る予
算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請しま
す。

記

1. 事業を中止（廃止）する理由
2. 事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他必要な書類

連絡先	(電話番号)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住 所			

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第10号様式（第12条第1項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業事故報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）
に係る事業について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する事業補助事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

連絡先	(担当)	(電 話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住 所			

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第10号様式（第12条第1項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業事故報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）
に係る事業について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する事業補助事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

連絡先	(担当)	(電 話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住 所			

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第11号様式（第13条第1項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 導入自動車等 別紙のとおり
2. 補助対象経費 金 円 (注)1
3. 補助金充当予定額 金 円(千円未満切り捨て)

4. 添付書類

- ア. 補助対象経費に係る請求書の写し
- イ. 補助対象経費の支払いを証する書類(添付できない場合は後日提出すること。)
- ウ. その他参考となる書類(別紙において添付することを定めている書類等)

連絡先	(担当者名)	(電 話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注) 1. 優良ハイブリッドトラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。

2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第11号様式（第13条第1項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 導入自動車等 別紙のとおり
2. 補助対象経費 金 円 (注)1
3. 補助金充当予定額 金 円(千円未満切り捨て)

4. 添付書類

- ア. 補助対象経費に係る請求書の写し
- イ. 補助対象経費の支払いを証する書類(添付できない場合は後日提出すること。)
- ウ. その他参考となる書類(別紙において添付することを定めている書類等)

連絡先	(担当者名)	(電 話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注) 1. 優良ハイブリッドトラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。

2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第11号様式（第13条第1項関係）

別紙（電気バス用）

導入電気自動車

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
事業完了日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日のいずれか遅い日を記入	年 月 日	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)	(円 円/台)
(補助対象経費) × 1 / 3	(円 円/台)	(円 円/台)
台 数	台	台
補助金実績報告額 (千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
 3. 導入電気自動車の種別は、電気バス（新規）、電気バス（改造）の別を記入する。
 4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第11号様式（第13条第1項関係）

別紙（電気バス用）

導入電気自動車

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
事業完了日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備を設置した日のいずれか遅い日から30日を経過した日を記入	年 月 日	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)	(円 円/台)
(補助対象経費) × 1 / 3	(円 円/台)	(円 円/台)
台 数	台	台
補助金実績報告額 (千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
 3. 導入電気自動車の種別は、電気バス（新規）、電気バス（改造）の別を記入する。
 4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第11号様式（第13条第1項関係）

別紙（電気タクシー・電気トラック用）

導入電気自動車

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は 空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
事業完了日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車等への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日のいずれか遅い日を記入	年 月 日	年 月 日
補助対象経費	円 (円/台)	円 (円/台)
(補助対象経費) × 1 / 4	円 (円/台)	円 (円/台)
台 数	台	台
補助金実績報告額（千円未満切り捨て）	円	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入電気自動車の種別は、電気タクシー（新規）、電気トラック（新規）、電気タクシー（改造）、電気トラック（改造）の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第11号様式（第13条第1項関係）

別紙（電気タクシー・電気トラック用）

導入電気自動車

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は 空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
事業完了日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車等への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備を設置した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日	年 月 日
補助対象経費	円 (円/台)	円 (円/台)
(補助対象経費) × 1 / 4	円 (円/台)	円 (円/台)
台 数	台	台
補助金実績報告額（千円未満切り捨て）	円	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入電気自動車の種別は、電気タクシー（新規）、電気トラック（新規）、電気タクシー（改造）、電気トラック（改造）の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足る書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第11号様式（第13条第1項関係）

別紙（燃料電池トラック用）

導入燃料電池自動車

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は 空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
事業完了日 ※導入燃料電池自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入	年 月 日	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)	(円 円/台)
(補助対象経費) × 2 / 3	(円 円/台)	(円 円/台)
台 数	台	台
補助金実績報告額 (千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる燃料電池自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入燃料電池自動車の種別は、燃料電池トラック（新規）、燃料電池トラック（改造）の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等）	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足りる書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第11号様式（第13条第1項関係）

別紙（燃料電池トラック用）

導入燃料電池自動車

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は 空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
事業完了日 ※導入燃料電池自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日を記入	年 月 日	年 月 日
補助対象経費	(円 円/台)	(円 円/台)
(補助対象経費) × 2 / 3	(円 円/台)	(円 円/台)
台 数	台	台
補助金実績報告額 (千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる燃料電池自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入燃料電池自動車の種別は、燃料電池トラック（新規）、燃料電池トラック（改造）の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等）	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足りる書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第11号様式（第13条第1項関係）

別紙（優良ハイブリッド自動車用）

導入優良ハイブリッド自動車（トラック・バス）

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は 空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
事業完了日 ※新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日	年 月 日
廃車する自動車 ※新車のみ導入の場合は記入不要	初度登録年月日： 年 月 日 登録番号：	初度登録年月日： 年 月 日 登録番号：
補助対象経費	円 (円/台)	円 (円/台)
通常車両価格との差額×1/3	円 (円/台)	円 (円/台)
台数	台	台
補助金実績報告額（千円未満切り捨て）	円	円

- (注) 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラックの別を記入する。
4. 優良ハイブリッドトラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。
5. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等）	
廃車を伴う新車導入の場合は、経年車でかつ1年以上所有したことを証する書類及び廃車したことを証する書類 (廃車する自動車の詳細登録事項等証明書及び自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの)	
年度内に別表事業Ⅲ補助金交付申請要件に規定する台数以上の優良ハイブリッドトラックを導入しない場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可）	

6. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第11号様式（第13条第1項関係）

別紙（優良ハイブリッド自動車用）

導入優良ハイブリッド自動車（トラック・バス）

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は 空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
事業完了日 ※新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日	年 月 日
廃車する自動車 ※新車のみ導入の場合は記入不要	初度登録年月日： 年 月 日 登録番号：	初度登録年月日： 年 月 日 登録番号：
補助対象経費	円 (円/台)	円 (円/台)
通常車両価格との差額×1/3	円 (円/台)	円 (円/台)
台数	台	台
補助金実績報告額（千円未満切り捨て）	円	円

- (注) 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラックの別を記入する。
4. 優良ハイブリッドトラックの導入には「補助対象経費」欄は記入不要。
5. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等）	
廃車を伴う新車導入の場合は、経年車でかつ1年以上所有したことを証する書類及び廃車したことを証する書類 (廃車する自動車の詳細登録事項等証明書及び自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの)	
年度内に別表事業Ⅲ補助金交付申請要件に規定する台数以上の優良ハイブリッドトラックを導入しない場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可）	

6. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第11号様式（第13条第1項関係）

別紙（電気自動車用充電設備等用）

導入電気自動車用充電設備等

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は 空欄とすること)
補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
設置等場所		
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入設備等 <input type="checkbox"/> 電気自動車用充電設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車用外部給電器 ※該当するものをチェックすること。	名称又は型式：	名称又は型式：
事業完了（予定）日 ※電気自動車用充電設備等の設置が完了した日を記入	年 月 日	年 月 日
導入数	基（個）	基（個）
補助対象経費（本体等価格）①	円 (円/基（個）)	円 (円/基（個）)
補助対象経費（工事費）②	円 (円/基)	円 (円/基)
補助金交付申請額①’ (補助対象経費×1/2) ※ただし、車両とセットでない、充電装置のみの申請の場合、補助率は1/4とする)	円 (円/基（個）)	円 (円/基（個）)
補助金交付申請額②’ (上限額を超える場合は上限額)	円 (円/基)	円 (円/基)
補助金交付申請額合計（①’ + ②’） (千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 工事費（電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る）については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を記載する。
3. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運用を委託する場合等にあっては、使用許諾通知の写し等の自動車運送事業者が使用することを確認するに足りる書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 本体等価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第11号様式（第13条第1項関係）

別紙（電気自動車用充電設備等用）

導入電気自動車用充電設備等

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は 空欄とすること)
補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
設置等場所		
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入設備等 <input type="checkbox"/> 電気自動車用充電設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車用外部給電器 ※該当するものをチェックすること。	名称又は型式：	名称又は型式：
事業完了（予定）日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車又は燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備等の設置が完了した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日	年 月 日
導入数	基（個）	基（個）
補助対象経費（本体等価格）①	円 (円/基（個）)	円 (円/基（個）)
補助対象経費（工事費）②	円 (円/基)	円 (円/基)
補助金交付申請額①’ (補助対象経費×1/2) ※ただし、車両とセットでない、充電装置のみの申請の場合、補助率は1/4とする)	円 (円/基（個）)	円 (円/基（個）)
補助金交付申請額②’ (上限額を超える場合は上限額)	円 (円/基)	円 (円/基)
補助金交付申請額合計（①’ + ②’） (千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 工事費（電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る）については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を記載する。
3. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運用を委託する場合等にあっては、使用許諾通知の写し等の自動車運送事業者が使用することを確認するに足りる書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 本体等価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

第12号様式（第14条第1項関係）

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の額の確定について

年 月 日付け 第 号で進達のあった令和 年度自動車環境総合改善
対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の実績報告に係る補助金の額
については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第1
5条の規定に基づき、別表のとおり確定したので、同条の規定に基づき、補助事業者あて通知
されたい。

第12号様式（第14条第1項関係）

番 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の額の確定について

年 月 日付け 第 号で進達のあった令和 年度自動車環境総合改善
対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の実績報告に係る補助金の額
については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第1
5条の規定に基づき、別表のとおり確定したので、同条の規定に基づき、補助事業者あて通知
されたい。

第13号様式（第14条第2項関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

地方運輸局長

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度自動車環境総合改善
対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）（事業）の実績報告に係る事
業の補助金の額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律
第179号）第15条の規定に基づき、年 月 日付け 第 号をもって国土交通
大臣が別表のとおり確定したので、同条の規定に基づき通知する。

第13号様式（第14条第2項関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

地方運輸局長

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度自動車環境総合改善
対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）（事業）の実績報告に係る事
業の補助金の額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律
第179号）第15条の規定に基づき、年 月 日付け 第 号をもって国土交通
大臣が別表のとおり確定したので、同条の規定に基づき通知する。

第14号様式（第15条関係）

番 号
年 月 日

支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援) 請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金額	金 円	
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所 (〒 -)	
	フリガナ	
	氏名	
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 支店 信用金庫 その他 (その他:)	
4. 預金種別	当座預金	普通預金
5. 口座番号		

請求書の押印を省略する場合には、下欄に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

本件責任者:	連絡先:
担当者:	連絡先:

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
2. 上記2. 以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
3. 上記3. は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名(例: ○○市農業協同組合)を記入すること。
4. 上記4. は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

第14号様式（第15条関係）

番 号
年 月 日

支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援) 請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金額	金 円	
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所 (〒 -)	
	フリガナ	
	氏名	
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 支店 信用金庫 その他 (その他:)	
4. 預金種別	当座預金	普通預金
5. 口座番号		

請求書の押印を省略する場合には、下欄に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

本件責任者:	連絡先:
担当者:	連絡先:

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
2. 上記2. 以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
3. 上記3. は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名(例: ○○市農業協同組合)を記入すること。
4. 上記4. は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

第15号様式（第16条第3項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

財産処分承認申請書

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類

連絡先	(担当)	(電 話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住 所			

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第15号様式（第16条第3項関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

財産処分承認申請書

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類

連絡先	(担当)	(電 話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住 所			

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第16号様式（別表備考※2関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業の消費税及び地方消費税について、次のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 補助金の額（交付要綱第12条の通知による確定額） | 円 |
| 2. 補助金の額のうち消費税及び地方消費税相当額 | 円 |
| 3. 2のうち消費税及び地方消費税に係る仕入控除の対象とならなかった額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（2の額から3の額を差し引いた額） | 円 |

- (注) 1. 別紙として確定申告書等を添付することとする。
2. 補助金返還相当額が生じた場合には、当該金額の補助金の返還を命ずることとなる。

第16号様式（別表備考※2関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る事業の消費税及び地方消費税について、次のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 補助金の額（交付要綱第12条の通知による確定額） | 円 |
| 2. 補助金の額のうち消費税及び地方消費税相当額 | 円 |
| 3. 2のうち消費税及び地方消費税に係る仕入控除の対象とならなかった額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（2の額から3の額を差し引いた額） | 円 |

- (注) 1. 別紙として確定申告書等を添付することとする。
2. 補助金返還相当額が生じた場合には、当該金額の補助金の返還を命ずることとなる。

【補助金交付申請書・補助金申請書兼実績報告書（第1号様式、第2号様式）に添付する振込先調書の様式】

年 月 日

国土交通省自動車局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の振込先調書

フリガナ	
住 所 (口座住所)	(〒 -)
フリガナ	
氏 名 (口座名義)	
振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他:) 支店
預 金 種 別	当座預金 普通預金
口 座 番 号	

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
2. 記入する内容については、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
3. 振込先金融機関及び支店名の欄については、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名(例:〇〇市農業協同組合)を記入すること。
4. 預金種別欄については、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

【補助金交付申請書・補助金申請書兼実績報告書（第1号様式、第2号様式）に添付する振込先調書の様式】

年 月 日

国土交通省自動車局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の振込先調書

フリガナ	
住 所 (口座住所)	(〒 -)
フリガナ	
氏 名 (口座名義)	
振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他:) 支店
預 金 種 別	当座預金 普通預金
口 座 番 号	

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
2. 記入する内容については、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。
3. 振込先金融機関及び支店名の欄については、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名(例:〇〇市農業協同組合)を記入すること。
4. 預金種別欄については、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

○自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱

令和4年1月7日 国自技環第131号

国自旅第380号

国自貨第89号

令和4年12月7日 国自技環第122号

国自旅第343号

国自貨第108号

（総則）

第1条 自動車環境総合改善対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日成長戦略会議決定）において、「商用車については、8トン以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で電動車20～30%、2040年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進等の包括的な措置を講じる。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに、2040年の電動車の普及目標を設定する。」とされたところ、電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラック及び優良ハイブリッド自動車（優良ハイブリッドバス及び優良ハイブリッドトラックを総称したもの、以下同じ。）の導入に要する経費の一部を支援する事業を実施することにより、普及目標を達成することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車プラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「プラグインハイブリッド自動車」という。）を含む。）をいう。
- 二 「燃料電池自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。
- 三 「電気バス」とは、電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- 四 「優良ハイブリッドバス」とは、ハイブリッド自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車ハイブリッド自動車であることが記載されているもの。）であ

って、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が 3.5t より大きいものにあつては、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年 3 月 1 日経済産業省国土交通省告示第 2 号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ道路運送車両法第 41 条の規定により平成 28 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準（以下「平成 28 年排出ガス基準」という。）に適合する自動車）をいう。

五 「電気タクシー」とは、電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 10 人以下のものをいう。

六 「電気トラック」とは、電気自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

七 「燃料電池トラック」とは、燃料電池自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

八 「優良ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に供する自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が 3.5t より大きいものにあつては、「貨物自動車のエネルギー消費性能向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 27 年 7 月 10 日経済産業省・国土交通省告示第 1 号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ平成 28 年排出ガス基準に適合する自動車）をいう。

九 「電気自動車用充電設備」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 1 項に規定する電気工作物をいう。）であつて専ら電気バス、プラグインハイブリッドバス、電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー及び電気トラックに充電するための設備のうち、大臣が指定するものをいう。

十 「旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）、同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「一般貸切旅客自動車運送事業」という。）及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）をいう。

十一 「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業」という。）、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業（以下「第二種貨物利用運送事業」という。）その他事業をいう。

十二 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

十三 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

十四 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

十五 「一般貨物自動車運送事業者」とは、一般貨物自動車運送事業を経営する者をいう。

十六 「第二種貨物利用運送事業者」とは、第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。

十七 「自動車リース事業者」とは、事業用自動車の貸渡し（電気バスの導入に付随して行われる電気自動車用充電設備の貸渡しを含む。）を業とする者をいう。

十八 「地方公共団体」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に定めるもののうち、都道府県、市町村及び特別区をいう。

